

## 会長および評議員選挙に関するおぼえがき（平成 30 年 3 月 5 日改正）

(1) 会長および評議員選挙にあたり、会長は選挙管理委員数名を委嘱し、選挙の管理を担当させる。

(2) 会長の選挙にあたっては、評議員の投票によって候補者を 3 名選び、これを全会員に通知し、単記無記名投票を行い、その最多得票者を当選者とする。いずれの投票においても、同数得票者があった場合は年少順とする。

(3) 評議員は全国を 8 地区に分け、各地区所属の普通会员の互選による地区評議員と全普通会员の互選による全国区評議員に分ける。地区評議員の定数は各地区 2 名、全国区評議員の定数は 10 名とする。評議員の選挙は無記名投票とし、地区評議員は 2 名連記、全国区評議員は 10 名連記とする。

同一人は地区評議員と全国区評議員とに同時に選ばれた場合には、全国区を優先当選とし、当該地区評議員は次点者を繰り上げる。同数得票者があった場合は年少順とする。

(4) 幹事は評議員を兼任することができない。

(5) 任期中に会長が辞任または評議員に欠員を生じた場合は新たに選挙は行わず前回選挙の際の次点者を繰り上げる。その任期は残任期間とする。

(6) 選挙当年の 5 月 31 日に普通会员であるものは、会長および評議員の被選挙権を有する（注：定年退職して常勤職ではなくなったことを申し出た普通会员には被選挙権はありません）。公示日の 2 週間前に普通会员であるものは、会長および評議員に対する選挙権を有する。

(7) 上記以外の問題が生じたときは、選挙管理委員会で処理する。ただし、選挙管理委員会は、解散時に処理内容を会長に報告しなければならない。